

## 公益財団法人ちばのWA地域づくり基金 テーマ型助成事業

### 「2019 千葉県台風・豪雨災害支援基金」

### 第3次【災害復興活動支援助成】募集要項

＜申請受付期間＞2021年5月6日（木）～6月4日（金）必着

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金は、2019年台風15号、19号ならびに10月豪雨による千葉県内の被災地における支援活動を支えるために「2019千葉県台風・豪雨災害支援基金」を設置しました。

被災から1年半が過ぎ、特に被害の大きかった千葉県南部、東部では復旧から復興へとフェーズが変わってきていますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、高齢者、障害者、災害弱者の孤立や復興活動の遅れが危惧されています。

この度、千葉県内で台風15号、19号ならびに10月豪雨災害に対する支援活動、復興活動を行う千葉県内の団体を支援する第3次の助成対象事業を募集します。

本プログラムは「2019千葉県台風・豪雨災害支援基金」を通じて多数の個人・企業等の寄付者のご支援により実施するものです。

#### 1. 助成の目的

2019年千葉県内で発生した台風、豪雨による災害支援活動を行う県内団体等の支援活動や復興活動に対する助成を行うことで被災された方々の孤立防止、コミュニティ再生、防災減災につながる取り組みを実施し、被災地の復興を目指すことを目的とします。

#### 2. 対象となる事業

2019年台風15号、19号及び10月豪雨災害に対して千葉県内の団体が実施する支援活動、復興活動  
助成対象事業期間：2021年7月1日～2022年2月28日

特に下記のテーマが対象となります。

- ・子ども・障がい者・高齢者の居場所づくりやケアにつながる取り組み
- ・被災者の孤立防止やコミュニティ形成につながる取り組み
- ・被災者やボランティアの医療・福祉の支援に関する取り組み
- ・女性や子ども等、災害弱者を守るための取り組み
- ・被災者の生活再建につながる取り組み
- ・地域の資源を活用した魅力ある活動を実施することにより復興につながる取り組み
- ・災害の経験を活かして、今後の防災に取り組む事業
- ・その他、申請団体が被災地ニーズを把握しており、復興につながる取り組み

《対象とならない事業》

- 営利を目的とする活動
- 個人的な活動や趣味的なサークル活動

- 学術的な発表のみに留まる研究・調査活動
- 本助成金を支援金として充当すること
- 政治活動や宗教活動を目的とする活動
- 暴力団等と関係のある活動、その他法令、公序良俗等に違反する活動

### 3. 対象となる団体

下記のすべてに該当する団体が対象となります。

- (1) 非営利で公益的・社会的な活動を行なっている千葉県内に事務所を置く団体（法人格の有無は問わない）
- (2) 公益コミュニティサイト「CANPAN」(<https://fields.canpan.info/>)に団体登録し、情報開示レベル★3つ以上を取得している団体
- (3) 以下のいずれにも該当しない団体
  - ・個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
  - ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
  - ・反社会勢力と関係のある団体
- (4) 助成実施後に活動報告書の提出と公開への同意をいただける団体

### 4. 助成金額

助成総額 200 万円程度 1 団体あたり 20 万～50 万円程度

※1 団体で原則 1 事業の申請となります。

### 5. 対象となる経費

申請する事業活動に伴う事業費、人件費、事業実施に関わるその他の経費（謝金、物品・食材等購入費、印刷費、通信費、交通費・燃料費、会場費等）

※他の助成事業との組み合わせは構いませんが、経費の重複がないようにしてください。

### 6. 選考について

- ・選考委員会において、書類及び必要に応じてヒアリングによる選考。
- ・選考では申請内容、インターネットなどで公開されている情報を確認した上で採択を決定します。
- ・選考の結果、助成金額を申請額よりも減額することがあります。

《選考の視点》

公益性：事業の目的、ターゲットが明確か、それらが当助成プログラムの趣旨に合致しているか

必要性：被災地のニーズを反映したものか、またニーズ把握ができているか

実現可能性：事業実施が確実に見込まれるか、体制が整っているか

事業効果：助成事業の実施が被災地支援や復興に効果的なものかどうか

資金管理：助成金が適正に活用されるか、金額が妥当か

## 7. 申請手続きについて

○申請受付期間 2021年5月6日(木)～6月4日(金) 16:00 必着

○申請書類 所定の「助成事業申請書」を当財団のウェブサイトからダウンロードしてください。

ダウンロード URL <https://chibanowafund.org/?news=2138>

※申請に際しては、CANPAN 団体情報を最新情報に更新し、直近年度の事業報告書・決算書類を CANPAN 上にアップロードしてください (必須)

○申請方法

- ・「助成事業申請書」を 6月4日(金) 16:00 必着で、電子メール添付でご送付ください。
- ・送信先：[info@chibanowafund.org](mailto:info@chibanowafund.org)
- ・件名に「災害支援基金申請 (団体名)」と明記してください。
- ・申請書は Word 文書のままで提出してください。
- ・郵送での提出は受け付けておりません。必ず電子メールで提出ください。

## 8. スケジュール

2021年5月6日(木)～6月4日(金) 申請受付

2021年6月中旬～下旬 審査・選考

2021年6月下旬 採択結果通知、覚書締結、助成金振り込み

## 9. 採択後の手続きについて

○採択団体が実施すること

- ・活動実施の積極的な情報発信（ホームページ、ブログ、facebook等）をお願いします。
- ・助成開始後、当財団より、必要に応じて現場訪問や電話等でのヒアリング・モニタリングをさせていただきます。
- ・事業終了後1か月以内に事業報告書（決算書含む）を提出してください。
- ・助成金で作成するチラシなどの印刷物やメールでの参加者募集などに「(公財) ちばのWA地域づくり基金『2019 千葉県台風・豪雨災害支援基金』」から助成を受けて実施している旨を記載してください。

○助成金の支払い方法について

助成決定後、採択団体と当財団は「覚書」を取り交わし、所定の手続き完了後に助成金を振り込みます。

## 10. 重要な注意事項 (必ずお読みください)

- ・助成対象団体情報を公開します。  
※公開情報 団体名、代表者氏名、所在地、事業内容、助成金額
- ・助成事業申請書にご記載いただいた個人情報、当財団の選考に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。
- ・提出いただいた書類・資料等は返却できません。
- ・選考結果や選考内容に関するお問い合わせには回答いたしかねます。
- ・事業変更(中止)については、手続きを行っていただきます。また、交付済みの助成金で助成事業に

使われていない場合は全額返還させていただきます。

- 助成金に関わる収支の証拠書類(領収書など)を整理し、いつでも閲覧できるようにしてください。証拠書類は事業実施終了後 3 年間の保存が必要です。
- 法令や条例、規則などに違反した場合は是正措置を求めます。改善されない場合、助成金の返還を求めることになります。

#### 1 1. お問い合わせ・申請先

##### 公益財団法人ちばのWA地域づくり基金

〒260-0033 千葉市中央区春日 1-20-15 篠原ビル 301

TEL : 043-239-5335 FAX : 043-239-5336

E-mail : [info@chibanowafund.org](mailto:info@chibanowafund.org)

ホームページ : <https://chibanowafund.org>